

宿泊施設インバウンド対応支援事業補助金 Q & A

【補助対象事業者について】

Q: 構成員宿泊事業者は個別で申請が可能ですか？

→できません。5以上の宿泊事業者が集まった協議会等が計画策定し申請してください。

Q: 複数の宿泊事業者が共同し協議会として申請するのはなぜですか？

→地域一体となって外国人旅行者受入環境整備を進めてもらうためです。

Q: 構成員宿泊事業者は5以上ということですが、上限はありますか？

→上限はありません。

Q: 宿泊施設の規模に決まりはありますか？

→ありません。旅館業法営業許可を受けている宿泊事業者が対象となります。

Q: 近隣地域に宿泊事業者が少ないため、エリアを広げて宿泊事業者を集めて申請してもいいですか？（広域にまたがって5以上集めてもいいですか？）

→申請は可能です。地域については、市区町村の範囲を想定していますが、認定の可否は観光庁及び有識者委員会における計画内容の総合的な判断となります。よって、広域の場合は特に当該地域における従来の共同した取組等による地域性や必要性を示しながら申請をしてください。

Q: 1つの運営会社が複数（5以上）の宿泊施設をもっている場合（グループ企業）、①1つの団体と考えて良いですか？また、②それぞれの宿泊施設が申請することは可能ですか？

→①1つの団体と考えて構いません。ただし、団体の地域範囲については、市区町村の範囲を想定しています。（認定の可否は有識者委員会における計画内容の総合的な判断）

②それぞれの宿泊施設で旅館業法の営業許可を受けていれば、施設毎に構成員宿泊事業者として申請することは可能です。

Q: これから新設する旅館は対象となりますか？

→対象となります。ただし、応募申請書類として旅館業法営業許可証のコピーが必要ですので、先に旅館業法の営業許可を取得する必要があります。

Q: 自治体（市区町村等）は宿泊事業者等団体になって、補助対象事業（団体事業）を行うことができますか？

→宿泊事業者等団体として取り纏めはできますが、補助対象事業（団体事業）を行うことはできません。

Q: 今までこの補助金事業で認定され補助金を受けたことがある宿泊事業者は、今回も申請が可能ですか？（2回目・3回目の申請は可能ですか？）

→できません。過去に観光庁の**宿泊施設インバウンド対応支援事業の補助金の交付を受けた実績がある宿泊事業者は、今回の支援事業の補助対象外**となります。（第3回における計画認定済、交付決定済、交付予定や第4回における応募を含む）。

ただし補助金の交付決定を受けていても、その後の取下げ等により交付実績がない宿泊事業者は申請が可能です。

【補助対象事業について】

Q:洋式トイレ機能拡充は対象となりますか？（例：温水洗浄便座の追加）

→あくまでも洋式化が対象であり、**単なる温水洗浄便座追加のような機能拡充は対象外**です。ただし、**和式トイレを洋式トイレにする際の温水洗浄便座付きトイレは対象**となります。なお、水洗化のみの工事も対象外です。

Q:宿泊事業者等団体（旅館組合等）が行った団体事業成果物（例：ムスリム受入マニュアル）を、構成員宿泊事業者の施設に設置してもいいですか？

→設置できます。

Q:構成員宿泊事業者が補助対象事業（個別事業）として作成したムスリム受入マニュアルを、観光協会が運営している案内所でも配布することは可能ですか？

→できません。あくまで事業を申請した施設での利用となります。

Q:自社サイトの多言語化について、宿泊予約機能が楽天等 OTA のサイトにあるが、それでも対象となりますか？

→対象となりません。**各宿泊施設における直販の仕組みの構築が必要**です。

Q:客室のWi-Fi整備やトイレの洋式化は、補助対象となりますか？

→対象となりません。**補助対象となるのは館内共用部に関する事業のみ**です。

【補助金額について】

Q:補助金額に下限はありますか？

→**下限は設けていません**。

Q:1事業者補助額上限100万円ということは、5つの補助対象事業者では最大補助額が500万円ということですか？

→違います。**あくまでも1補助対象事業者の補助額上限が100万円**です。**1補助対象事業者が100万円に満たないからといってその差額分を他の補助対象事業者で利用はできません**。

Q:補助率の計算は、消費税込み金額に対する1/3ですか？

→**補助対象経費の算出は税別**です。例えば、補助対象事業総額（消費税抜き）が300万円の場合、

補助率が1/3 ですので、補助金額は 100 万円となります。

【応募申請について】

Q:検討している事業が補助対象となるかどうか予め教えていただくことはできるか？また、予め申請書類のチェックをしてもらえないですか？

→申請時に、個別事業の対象可否についてお答えできません。認定の可否は観光庁及び有識者委員会による計画内容の総合的な判断となります。また、申請書類の事前チェックもしておりませんので、申請の際には慎重に書類を作成してください。

Q:構成員宿泊事業者によって、第1 四半期が1 月～3 月もあれば、4 月～6 月とありますが、どのように考えればいいですか？（第1 号様式別紙1 に記載する数値）

→第1 四半期は、4～6 月として統一をして下さい。（4 月～翌年3 月までの会計年度における四半期）

Q:申請は H29. 7. 31 〆切なので、平成 29 年度第 2 四半期～第 4 四半期の数字は不明なので盛り込めません。

→平成 28 年度同期の実績等を参考に、予測数値（見込み）で記載して下さい。

Q:構成員宿泊事業者各々で、申請する事業内容は異なってもよいでしょうか？

→各々で希望する補助対象事業を行うことができます。

Q:交付決定以降の工事日程は、構成員宿泊事業者や補助対象事業によって異なってもよいでしょうか？

→日程を合わせる必要はなく、各々で希望する工事日程事業期間を設定することができます。

【認定について】

Q:5 構成員宿泊事業者で申込んだが、1 構成員宿泊事業者が採用されなかった場合は、どうなるのでしょうか？

→構成員宿泊事業者が4 になってしまったら、条件（構成員宿泊事業者は5 以上）から外れてしまうので、全ての事業者において認定がされません。

Q:本事業における認定件数はどれくらいでしょうか？

→現時点では未定です。

Q:早く提出すれば認定される確率が高くなるのでしょうか？

→認定は到着順ではありません。申請いただいた全ての計画を確認し、効果が特に高いと認められる計画に対して認定を行います。

ただし、公募期間内であっても、応募が本事業予算の上限に達した場合は、前倒しで募集を終了することがあります。

Q:認定はいつ頃の予定でしょうか？

→10 月中をメドに認定・公表予定です。

【その他】

Q:事業（工事）はいつから開始してよいのでしょうか？

→交付決定後に事業（工事）を開始いただきます。交付決定前に開始した場合は、当該事業に対して補助金の支払が出来ませんのでご注意ください。

Q:事業（工事）はいつまでに完了させればよいのでしょうか？

→補助対象事業の実施期間は平成29年12月31日までとなりますので、これまでに経費の支払い等を含め、全ての事業内容を完了する必要があります。

Q:新たに宿泊事業者等団体を設立する場合、いつまで継続させればよいのですか？

→事業開始後2年間は実施状況の報告（インバウンド宿泊者数及び客室稼働率）義務があり、また、補助金関係書類の保管期間は5年間です。その期間は継続ください。

Q:構成員宿泊事業者が5しかなく、交付決定後に1事業者が工事を中止した場合、残りの構成員全てが工事中止しなければいけませんか？

→工事中止事業者は補助金交付中止となりますが、他4施設の工事は継続可能です。

Q:自治体制度の補助金との重複は可能ですか？

→各自治体における独自の補助金を活用することは可能ですが、国の補助金制度の重複は不可です。よって、地方自治体の補助金であっても、当該財源が国の予算で措置されている場合は、国と国との重複となるので申請不可となります。